

令和3年度



東郷町放課後児童クラブ入所案内

種別	放課後児童クラブ	定員	電話番号	学区
公営	北部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-3531	高嶺小
	西部児童館 放課後児童クラブ	68	052-801-2777	音貝小
	中部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-6000	東郷小
	東部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-7100	諸輪小
	南部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-8200	春木台小
民営	兵庫児童館 放課後児童クラブ	98	0561-37-1973	兵庫小

<必要書類>

- 東郷町放課後児童クラブ入所申込書
- 就労証明書等の証明書類
- 放課後児童クラブ代理送迎届出及び誓約書
- 健康に関する実態調査票
- 放課後児童クラブ入所書類チェック表
- 認印

申込期間：令和3年 **1**月**7**日(木)～**1**月**14**日(木)

(土・日曜、祝日は除く)

各日 午後7時まで ※最終日(1月14日)は午後6時まで

提出先：各児童館

必ず印鑑(認印)を持参してください。

1 放課後児童クラブを利用できる児童

保護者が労働等により昼間（学校のある日は、児童の下校時間帯）に家庭にいない、東郷町立小学校に就学している児童

労働等	詳細	必要書類
労働	・保護者が居宅外で月60時間以上の労働をしている	就労証明書又は自営業証明書、農業証明書
疾病・障がい	・保護者が月15日以上入院又は通院している ・保護者に心身の障がい（2級又はB判定以上）がある	病気・看護・介護等証明書又は障害者手帳
看護・介護	・保護者が病気等の家族を月15日以上看護又は介護をしている	病気・看護・介護等証明書
就学	・保護者が居宅外で就学・技能取得のため月60時間以上就学している	学生証又は在学証明書、時間割

※勤務地が自宅と同一敷地内にある場合には、居宅外には当たりません。
※保護者には、70歳未満の同一敷地内にいる祖父母を含みます。

※児童の健全育成上、特に必要と町長が認める児童は、入所できる場合があります。

2 開所時間

開所日	開所時間
月曜日～金曜日	下校時間～午後7時
土曜日	午前8時～午後6時
長期休暇（春休み、夏休み、冬休み） 学校振替休業日	午前7時30分～午後7時

▽閉所するとき

- ・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ・暴風警報、特別警報、地震注意情報、警戒宣言等が東郷町に発令されたとき（原則、学校の対応に準じます）
- ・台風等により小学校が臨時休校となったとき
- ・その他感染症、災害等により閉館するとき

▽利用できないとき

- ・インフルエンザ等により学級閉鎖となったとき（閉鎖された学級の児童のみ）
- ・保護者の仕事が休みのとき
- ・在宅勤務のとき

▽注意事項

- ・開所時間は、上表のとおりですが、利用できるのは、申込時の就労時間に基づき最低限必要な時間までとなります。仕事等が終わり次第、速やかに迎えに来てください。
- ・土曜日は、中部児童館放課後児童クラブ1か所での開所となります。中部以外の放課後児童クラブの方は、中部児童館への送迎が必要となります。
- ・運動会、学習発表会などの学校行事がある土曜日は、各学区の放課後児童クラブを午後5時まで開所します。

<参考> 児童館の一般来館の開館時間（無料）

区分	開館時間	
	3月～9月	土曜日・10月～2月
月曜日～金曜日	午前9時30分～午後5時30分	午前9時30分～午後5時

3 申込区分

申込は、年度を通しての申込となります。次の3つの区分のいずれかから選択してください。

なお、いずれの区分においても、利用月を選んでの利用（〇月だけ利用したいなど）はできません。

また、年度途中から利用したい方は、当初申込期間（令和3年1月）に申し込むことはできません。

利用を開始したい月の前月の7日までに申込をしてください。

区分	備考
学校のある日と長期休暇の利用 （通年利用）	学校のある日、長期休暇全て利用できます。ただし、入所後、利用月を減らすこと（〇月は利用しない、夏休みは利用しないなど）はできません。
学校のある日のみ利用 （長期休暇の利用なし）	学校のある日のみ利用できます。
長期休暇のみ利用 （学校のある日の利用なし）	長期休暇期間中のみ利用できます。ただし、長期休暇（春休み4月、夏休み、冬休み、春休み3月）全ての申込となりますので、例えば、「夏休みのみ」など限定しての申込はできません。

※申込内容の追加（「長期休暇」を増やす等）は、定員によりできない場合があります。

※申込できるのは、各学区の放課後児童クラブのみです。ただし、長期休暇のみ利用の場合は、学区以外の放課後児童クラブを申し込むことができます。

4 利用料金

利用料金は、口座振替による月額前払いになります。口座振替ができる金融機関は、次の提携金融機関のみとなりますので、口座がない場合は開設していただきますようお願いします。

提携金融機関…ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、名古屋銀行、愛知銀行、十六銀行、中京銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、あいち尾東農協

○学校のある日と長期休暇の利用（通年利用） 年額 72,000 円

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	6,500	5,000	5,000	7,000	9,000	5,000	5,000	5,000	6,500	6,500	5,000	6,500

○学校のある日のみ利用 年額 55,000 円

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	5,000	5,000	5,000	5,000		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

○長期休暇のみ利用 年額 42,000 円

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	6,500			7,000	9,000				6,500	6,500		6,500

※利用料の減免

学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯、生活保護法による被保護世帯、前年度分住民税が非課税の世帯は、利用料減免の申請をすることができます。該当する方は、各児童館にご相談ください。

5 入所の決定

申込の受付終了後、利用調整を行い、令和3年2月中旬を目途に利用決定を行います。ただし、定員を超える申込があった場合は、利用待機となります。

▽入所基準

定員を超える申込があった場合、利用日数、児童の学年、保護者の迎え時間、家庭状況（ひとり親家庭など）により決定します。低学年児童、利用区分が通年利用の方が優先となります。

▽利用待機となった場合

定員が空き次第、左記基準により入所のご案内をします。（申込順ではなく、優先順位が高い児童からの案内となります）

6 入所説明会

利用が決定した方を対象に入所説明会（3月予定）を各児童館で開催します。
詳細な日程は、利用決定の際に案内します。

7 退所手続き

退所するときは、児童館に「退所届」（所定様式）の提出が必要です。

退所する月の7日まで（7日が日曜・祝日の場合は、その前日まで）に提出した場合は、提出した月末での退所となります。

なお、4月1日入所の申込の取下げは、3月19日までです。

※期日を過ぎた場合は、返金できません。

8 その他注意事項

① 利用できないとき

- ア 利用対象の児童でなくなったとき
- イ 申込内容に偽り等があったとき
- ウ 利用料金が未納のとき
- エ 集団における保育が困難なとき（発達、素行等が気になる方は要相談）
- オ その他町が不適当と認めたとき

② 届出が必要なとき

- ア 退所するとき（所定の退所届が必要）
- イ 家族の状況、住所、連絡先、就労先、就労時間等に変更があるとき
- ウ 児童の写真、氏名等を児童館ブログや児童館発行物（お便り、掲示物等）に掲載することを望まないとき

③ 連絡が必要なとき

- ア 放課後児童クラブを休むとき
- イ 急な事情により迎えが保護者以外になるとき
- ウ 迎えが申込時間を過ぎることが予想される時

④ 児童がケガをしたとき

児童安全共済制度（一般財団法人児童健全育成推進財団）に加入しています。
なお、保障は、保険給付の範囲内となります。

⑤ 施設や備品等を破損したとき

原則、保護者の実費負担となります。



<担当部署>

東郷町こども健康部子育て応援課児童係

電話：0561-56-0736（直通） メール：tgo-kosodat@town.aichi-togo.lg.jp